

議案第 5 1 号

北名古屋市道路占用料条例及び北名古屋市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

北名古屋市道路占用料条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 1 3 6 号）及び北名古屋市行政財産使用料条例（平成 2 2 年北名古屋市条例第 1 7 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 5 年 3 月 5 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部改正に伴い、引用字句の整理が必要であるため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市道路占用料条例及び北名古屋市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(北名古屋市道路占用料条例の一部改正)

第1条 北名古屋市道路占用料条例(平成18年北名古屋市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第7条第8号」を「第7条第11号」に改める。

別表中

「

令第7条第2号に掲げる 工事用施設及び同条第3 号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メ ートル1月につき	230
令第7条第4号に掲げる 仮設建築物及び同条第5 号に掲げる施設	占用面積1平方メ ートル1月につき	150
令第7条第8号に掲げる 応急仮設建築物	占用面積1平方メ ートル1年につき	近傍類似の土地の 時価に0.025 を乗じて得た額

」を

「

令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5 号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メ ートル1月につき	230
令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7 号に掲げる施設	占用面積1平方メ ートル1月につき	150

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	占用面積1平方メートル1年につき	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額
---------------------	------------------	-------------------------

」に

改める。

(北名古屋市行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 北名古屋市行政財産使用料条例(平成22年北名古屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「及び」を「並びに」に、「第7条第1号から第5号まで」を「第7条第1号及び第4号から第7号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。